

役員選考及び評議員規程

(目的)

第1条 本規程は、定款第22条(種類及び定数)、第23条(選任)、第26条(任期)に基づき①理事及び監事の任期満了に伴う新理事、新監事の候補者選考及び②理事、監事の補充候補者の選考並びに評議員の設置について定める。

(役員の数)

第2条 理事会は定款の定める範囲内で役員の数を決める。

(選考委員会の設立と委員の構成)

第3条 第1条の候補者選考に当たり、役員候補者選考委員会(「選考委員会」)を設立する。

2 選考委員会の委員(「選考委員」)は7名とし、現理事より4名、正会員より3名で構成し、委員長は委員の互選により選任する。

(選考委員の選任)

第4条 選考委員の選任にあたっては、会長、副会長、前会長、前副会長及び顧問が協議を行った上で候補者を推薦し、理事会の承認を得て会長より委嘱する。

(選考委員の任期)

第5条 選考委員の任期は1年とし再任を妨げない。

(選考委員会の開催と定足数)

第6条 選考委員会は、通常理事会改選年次の4月及び必要に応じて開催し、7名中5名以上の出席をもって成立するものとする。

(理事候補者の推薦)

第7条 選考委員会での理事候補者選考にあたっては、選考に先立つ5年間の学会活動に積極的に貢献した正会員を優先することとする。

2 正会員から選考委員会への他薦及び自薦による理事候補者選考も認める。

3 上記により選考された候補者に選考委員会において優先順位を付けた後に理事会に提案する。

(理事会での選考)

第8条 理事会は選考委員会の提案を受けて、定数の理事候補者を選考し、総会に諮り承認を得て決定する。

(理事、監事の辞任に伴う補充役員の選考)

第9条 理事、監事の辞任に伴う補充役員の選考は、選考委員会が過去の学会に対する貢献度等を勘案のうえ、正会員の中から適任と思われる候補会員を理事会に推薦し、理事会の議決を得て選考し、総会に諮り承諾を得て決定することができる。

(監事候補者の選考)

第10条 監事候補者の選考は、職責に鑑み、選考委員会が適任と思われる候補会員を選考し理事会に推薦する。候補会員は理事会で選考のうえ、総会にて承認を得て決定する。

(評議員)

第11条 理事会の諮問に応えるために評議員を置く。

(評議員の任命)

第12条 評議員は会員の中から理事会の承認を得て会長が委嘱する。

(評議員の任期)

第13条 評議員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(本規程の変更)

第14条 本役員選考及び評議員規程の変更については、理事会の審議を経て決定するものとする。

附 則

本規程は、平成24年5月22日に制定し、実施する。

附 則

本規程の改正は、平成30年2月26日に制定し、実施する。

制定：平成24年5月22日
一部改正：平成30年2月26日